



所得が低い世帯の国保税の軽減

世帯の被保険者全員(擬制世帯主※を含む)の所得合計が軽減判定基準額以下であれば、国保 税のうち均等割額と平等割額に軽減率を乗じた金額が減額されます。

所得が低い世帯の国保税の軽減措置の拡充が図られ、次のとおり軽減判定基準額が決定しました。

なお、申請の手続きは必要ありませんが、軽減は申告された前年の所得に基づき措置が講じら れますので、未申告の被保険者(擬制世帯主を含む)がいる世帯については、軽減されません。

※擬制世帯主:世帯主本人は国保の被保険者ではないが、世帯員が国保の被保険者のため、国 保の各種届出や国保税の納付義務を負っている世帯主のことです。

軽減判定基準額

軽減率	7割	5割	2割	
平成31年度	33万円以下	33万円+(<mark>28万円</mark> ×被保険者数) 以下	33万円+(<u>51万円</u> ×被保険者数) 以下	
令和2年度	33万円以下	33万円+(<u>28.5万円</u> ×被保険者数) 以下	33万円+(<u>52万円</u> ×被保険者数) 以下	

被保険者数:擬制世帯主は含みません。同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方は 含みます。



▶非自発的失業者に係る国保税の軽減

倒産や解雇などで職を失った方が、離職の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を100分の 30とみなして所得割、軽減判定基準額を計算し、在職時と同程度の保険税負担で医療保険に加 入することができるよう、保険税の負担を軽減する制度です。

この軽減の対象となる方は、市民課国保係へ申請してください。



新型コロナウイルスの影響により収入が減った場合など一定の基準を満たした方は、国保税が 減免される場合があります。減免制度を利用するには、申請が必要です。詳細につきましては、 南国市ホームページをご覧いただくか、税務課市民税係へお問い合わせください。



▶新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われて働くことができず、勤務先から給与の 支払いを受けられなかった被保険者の方に傷病手当金を支給します。申請方法など詳細につきま しては、南国市ホームページをご覧いただくか、市民課国保係へお問い合わせください。

■問い合わせ

国民健康保険税について 税務課市民税係 ☎880-6554 国民健康保険の資格・保険給付・非自発的失業者に係る保険税の軽減・傷病手当金について 市民課国保係 23880-6555



◆本年度の国民健康保険特別会計の予算を公表します

▶4年度の国民健康保険特別会計の予算を公表します。(令和2年4月補正を反映した数値です)

本年度の予算は、前年度と比較して歳入・歳出ともに2億6764万円減少しています。これは、被保険者数 の減少等に伴う保険給付費が減少していることと本年度、南国市が県に納める国保事業費納付金が減ってい

被保険者数の減少等により国保税収入が減っていますが、国保財政整基金を取り崩すことで、国保税の税 率は変更せずに予算を編成しています。

また、新型コロナウイルス対策として、傷病手当金を予算化しています。

令和 2 年度 国民健康保険特別会計 予算

歳入 科 令和元年度予算額 令和2年度予算額 比 較 現年度分 970,836 936,751 △ 34,085 滞納分 38,311 38,226 △ 85 1,009,147 974,977 △ 34,170 小 計 使 総務手数料 数料 督促手数料 1.000 1.000 小 計 1,001 1.001 支 国 国保制度関係業務事業者補助会 2.747 2.747 4,448,401 4,240,999 \(\triangle 207,402 \) 普通交付金 特別交付金 82,685 87.484 4.799 小 計 4,531,086 4.328.483 \(\triangle 202.603 一般会計繰入金 555,673 530,746 △ 24,927 70.042 61.811 △ 8.231 基金繰入金 625,715 592,557 △ 33,158 小 計 繰越金 16.704 その他の収入 17.156 △ 452 歳入合計 6,184,106 5,916,470 △ 267,636

歳	出			(単位:千円)
	科目	令和元年度予算額	令和2年度予算額	比較
総務費		83,294	75,807	△ 7,487
保	療養給付費	3,778,288	3,609,940	△ 168,348
	療養費	19,789	25,060	5,271
	審査支払手数料	13,200	12,000	Δ 1,200
	高額療養費	636,814	593,549	△ 43,265
険給	高額介護合算療養費	310	400	90
付	出産育児諸費	20,173	18,913	Δ 1,260
費	葬祭費	2,400	2,400	0
	移送費	100	50	△ 50
	傷病手当金		8,400	8,400
	小 計	4,471,074	4,270,712	△ 200,362
国保事業費納付金	医療給付費分	1,150,009	1,104,237	△ 45,772
	後期高齢者支援金等分	323,018	308,252	△ 14,766
	介護納付金分	111,790	113,264	1,474
	小 計	1,584,817	1,525,753	△ 59,064
共同	事業拠出金	10	10	0
保健	保健衛生普及費	14,745	14,884	139
事	特定健康診査等事業費	25,913	25,951	38
業費	小 計	40,658	40,835	177
基金	基金積立金 1		1	0
公債費		500	10	△ 490
その他の支出		3,752	3,342	△ 410
	歳出合計	6,184,106	5,916,470	△ 267,636

▶国保税の賦課限度額を変更しました

国保税の医療分及び介護納付金分の賦課限度額を次のとおり変更しました。令和2年度の納税通知書 は7月中旬に発送する予定です。

(())大	は平成	31	在度σ	計質	其淮-	です

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40 歳~ 64 歳のみ)
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円
※1世帯の税額の上限	(610,000円)	(190,000円)	(160,000円)

広報なんこく7月号 5 4 広報なんこく7月号